

呉市契約規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 一般競争入札による契約（第2条—第18条）
- 第3章 指名競争入札による契約（第19条—第27条）
- 第4章 随意契約（第28条—第29条）
- 第5章 せり売り（第30条）
- 第6章 契約の締結（第31条—第35条）
- 第7章 契約の履行（第36条—第43条）

付則

第1章 総則

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、法令その他別に定めるものを除くほか、売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争入札による契約

第2条 削除

第3条 市長は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期又は随時に、一般競争入札に参加しようとする者の申請をまつて、その者が当該資格を有するかどうかを、別に定める基準により審査しなければならない。

3 市長は、前項の規定により審査したときは、その結果を資格を有すると認めた者及び資格がないと認めた者にそれぞれ通知し、資格を有すると認めた者については、その者の名簿を作成しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに第2項に規定する申請の時期及び方法等について公示するものとする。

5 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を取り消し、又は停止する

ことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号の一に該当したとき。
- (2) 法令に違反し、又は経営状態が著しく悪くなったとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

（入札の公告）

第4条 市長は、一般競争入札に付するときは、次に掲げる事項をその入札期日（入札期間を定めて行う入札の場合は、当該入札期間の末日）から起算して少なくとも10日前に、掲示その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札を無効とする旨
- (7) その契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経たときに当該契約が成立する旨
- (8) その他入札に必要な事項

（入札書の提出）

第5条 市長は、一般競争入札に付する場合には、入札書を所定の日時までに所定の場所に提出させなければならない。

- 2 入札書は、書留郵便をもつて送付させることができる。
- 3 代理人によつて入札に参加する者には、入札前に委任状を提出させなければならない。

（電子入札）

第5条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、電子入札システム（市が行う入札に関する事務を市の使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用して処理する情報処理システムをいう。）を使用した入札（以下「電子入札」という。）を行わせることができる。

2 この規則に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(入札の延期等)

第6条 市長は、入札参加者が連合し、又は不穏当の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 市長は、天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

3 前2項の場合において、入札参加者が損失を受けることがあつても市長はその責めを負わない。

第7条 削除

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札（電子入札を除く。）
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (9) 同一事項について2以上の入札をした者の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札保証金)

第9条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者に、その者が見積る金額（インターネット公有財産売却システム（インターネットの利用により市の財産の売払いの手續を効率的に行うことができる情報処理システムとして市長が指定するものをいう。以下同じ。）による入札の場合は、予定価格）の100分の5以上の入札保証金を所定の日時までに納付させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が施行令第167条の5第1項の規定により市長が定め

る資格を有し、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、単価契約に係る入札をする場合その他同項本文の規定によることが不適当であると認められる場合においては、その都度市長が定める金額の入札保証金を納付させなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を納付させないことができる。

(入札保証金に代わる担保)

第10条 入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、国債及び地方債のほか次に掲げるものとする。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（第12条第2号において「金融債」という。）
- (3) 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払保証した小切手
- (4) 金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (5) 金融機関に対する定期預金債権
- (6) 金融機関の保証
- (7) インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証

- 2 市長は、前項第5号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第11条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が本市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことにより、第9条ただし書の規定により、入札保証金の全部又は一部を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(担保の価値)

第12条 第10条の規定により、入札保証金の納付に代えて提供される担保の価値は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める金額による。

- (1) 国債及び地方債 額面金額（証券に表示された売出価格が額面金額以下であるときは、その売出価格）
- (2) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額（証券に表示された売出価格が額面金額以下

であるときは、その売価)の10分の8に相当する金額

(3) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

(4) 金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額 (その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1箇月以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によつて割り引いた金額)

(5) 金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額

(6) 金融機関の保証 保証金額

(入札保証金の還付等)

第13条 第9条の規定により納付された入札保証金 (入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。) は、入札が終了したとき、又は入札を中止したときは、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者が契約を締結した後にこれを還付するものとする。

2 落札者の入札保証金は、第36条に規定する契約保証金の一部に充当することができる。

3 入札保証金には利子を付さない。

(有価証券で代用した入札保証金の処分)

第14条 市長は、有価証券で代用した入札保証金が本市の所有となつたときは、適宜の方法によりこれを処分し精算する。

2 前項の処分方法及びその価格については、何人も異議を申し立てることができない。

(予定価格の作成)

第15条 市長は、一般競争入札に付するときは、その入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載した書面 (以下「予定価格調書」という。) を作成しなければならない。

2 予定価格調書は、これを封書にし、開札の際、開札場所に備えなければならない。ただし、インターネット公有財産売却システムによる入札その他予定価格調書の封書を要しないものとして市長が別に定める入札を行う場合は、この限りでない。

(予定価格の決定方法)

第16条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合にあつては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の近況、履行の

難易，数量の多寡，履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（最低制限価格の設定）

第17条 市長は，施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を定めるときは，予定価格の100分の75を下らない範囲内で定めるものとする。

（低入札価格調査等）

第17条の2 市長は，施行令第167条の10の2第2項に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれ」があるかどうかについての調査を行うものとする。

2 市長は，前項の調査を行う場合の基準となる価格を定めるものとする。

（再度公告入札の公告期間）

第18条 市長は，一般競争入札に付した場合において，入札者若しくは落札者がいないため又は落札者が契約を結ばないため，さらに入札に付するときは，第4条に規定する公告の期間を5日までに短縮することができる。

第3章 指名競争入札による契約

第19条 削除

第20条 市長は，指名競争入札に参加する者に必要な資格として，工事又は製造の請負，物件の買入れその他の契約について，あらかじめ契約の種類及び金額に応じ，第3条第1項に規定する事項を要件とする資格を定めるものとする。

2 第3条第2項から第5項までの規定は，前項の場合に準用する。

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

（入札参加者の指名基準）

第24条 市長は，第20条の資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準について，別に定めるものとする。

（入札参加者の指名等）

第25条 市長は，指名競争入札に付しようとするときは，第20条に規定する資格を有する者のうちから，前条に定める基準により，入札に参加する者を5人以上指名しなければならない。ただし，特別の理由がある場合はこの限りでない。

2 前項の場合においては，第4条第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項又はこれらの事

項を説明する日時及び場所を通知するものとする。

- 3 前項に規定する通知は、別に定めがあるもののほか、入札の期日から起算して少なくとも7日前に行うものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を3日までに短縮することができる。

(再度通知入札の通知期間)

第26条 市長は、指名競争入札に付した場合において、入札者若しくは落札者がいないため又は落札者が契約を結ばないため、更に入札に付するときは、前条に規定する通知期間を2日までに短縮することができる。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第27条 第5条、第5条の2、第6条及び第8条から第17条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第28条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が200万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。
- (2) 予定価格が150万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 前各号に掲げるもの以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものとするとき。

(随意契約の手続の特例)

第28条の2 市長は、施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注の見通し
- (2) 契約の内容
- (3) 契約の相手方の選定基準
- (4) 見積書の提出期限及び提出方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方の名称
- (2) 契約金額
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方とした理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 前2項の規定による公表は、書面により閲覧に供する方法その他の方法により行うものとする。
(予定価格の決定及び作成)

第28条の3 市長は、随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ、第15条及び第16条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。ただし、次に掲げる契約については、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 印刷製本、被服等の製造等の請負又は物品の修理に係る契約で概算価格が200万円を超えないもの
- (2) 物品の購入に係る契約で概算価格が150万円を超えないもの
- (3) 概算価格が50万円を超えない契約で予算の適正な執行上支障がないと認められるもの（前2号に該当するものを除く。）
- (4) 市場価格をそのまま予定価格として採用して差し支えないものに係る契約
(見積書の徴取)

第29条 市長は、随意契約を締結しようとするときは、二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げる契約のいずれかを締結するときは、この限りでない。

- (1) 工事の請負（修繕を除く。）及び建設関係コンサルタント業務の委託に係る契約で、予定価格が50万円を超えないもの
- (2) 前号に掲げる契約以外の契約で、概算価格が10万円を超えないもの
- (3) 前2号に掲げる契約のほか、二人以上の者から見積書を徴する必要がないと認められる契約又は徴することが困難であると認められる契約

2 次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められている場合その他特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難なものに係る契約
- (2) 図書、定期刊行物等市場価格をそのまま取引価格又は料金として採用してさしつかえないものに係る契約

第5章 せり売り

(せり売りの手続)

第30条 第2章の規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

第6章 契約の締結

(決定通知)

第31条 市長は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なくその旨を本人に通知しなければならない。

(契約書の作成)

第32条 契約の相手方は、前条の規定による通知を受けた日から7日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日まで及び12月29日から12月31日までを除く。）以内に契約書を作成しなければならない。ただし、これによることができないと認められる特別の理由がある場合は、この限りでない。

(契約書の記載事項)

第33条 契約書には、契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 契約保証金
- (4) 監督及び検査
- (5) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (6) 危険負担
- (7) 契約不適合責任
- (8) 契約に関する紛争の解決方法
- (9) その他必要な事項

(仮契約の締結)

第34条 市長は、議会の議決を経なければならない契約を締結するときは、議会の議決を得た後に本契約を締結する旨を付した仮契約を締結するものとする。

(契約書の作成を省略する場合)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が150万円未満の契約を結ぶとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 契約の性質又は目的により、その他市長において契約書の作成をする必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合は、請書、承諾書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。ただし、随意契約により物品を購入し、又は修理する場合において、契約金額が30万円を超えないものであるとき、又は物品を売り払う場合において買受人が代金を即納してその物品を引取るとき、その他契約の性質又は目的により市長において必要がないと認めるときは、この限りでない。

第7章 契約の履行

(契約保証金)

第36条 市長は、契約を締結しようとする相手方に、契約金額（インターネット公有財産売却システムによる入札に係る契約の場合は、予定価格）の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方が過去2年間に、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結しこれらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (4) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (5) 契約金額が200万円以下であり、かつ、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 電気、水道若しくはガスの供給又は公衆電気通信の役務の提供を受ける契約、試験、検査等の委託契約その他契約の性質又は目的により契約保証金を納付させることが不適當であると認められる契約を締結するとき。
- (7) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

2 前項の規定にかかわらず、単価契約を締結する場合その他同項本文の規定によることが不適當

であると認められる場合においては、その都度市長が定める金額の契約保証金を納付させなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を納付させないことができる。

(契約保証金に代わる担保)

第36条の2 契約保証金の納付に代えて提供することができる担保は、国債及び地方債のほか次に掲げるものとする。

(1) 第10条第1項各号に掲げるもの

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

(担保の価値等)

第36条の3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

2 第10条第2項、第11条、第12条及び第14条の規定は、契約保証金について準用する。

(契約保証金の還付)

第37条 納付された契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)

は、当該契約についての給付が完了した後にこれを還付する。ただし、契約により担保義務終了まで、その全部又は一部を留保することができる。

2 契約保証金には利子を付さない。

3 第1項本文の規定にかかわらず、市長は、契約履行の進捗状況等により必要があると認めるときは、中途において契約保証金の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償への充当)

第38条 契約保証金は、契約において特別の定めをする場合のほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。この場合なお不足金があるときは、その金額を追徴する。

(監督員の一般的職務)

第39条 監督を命ぜられた職員(以下「監督員」という。)は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約(以下「請負契約」という。)に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成するこれらの書類を審査して承認しなければならない。

2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理又は履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方

に必要な指示をするものとする。

- 3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（検査員の一般的職務）

第40条 検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行なわなければならない。

- 2 検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行なわなければならない。

- 3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

（売払代金の納付）

第41条 市長は、物品の売払代金を、その引渡しの時までに納付させるものとする。ただし、市長が指定する物品の売払代金については、その引渡し後に納付させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に承認した物品を売却する場合において、買受人が当該物品の代金を一時に納付することが困難であると認められるときは、確実な担保を徴して1年以内の延納の特約をすることができる。

（代金の支払）

第42条 市長は、請負契約又は物件の買入れその他の契約の場合における代金は、当該契約についての給付が完了した後支払うものとする。ただし、請負契約の既済部分又は物件の買入れその他の契約の既納部分（検査済みの持込材料を含む。以下「履行部分」という。）に対しては、給付の完了前に代価の一部を支払うことができる。

- 2 前項の一部支払（以下「部分払」という。）は、請負契約にあつてはその履行部分に対する代価の10分の9、物件の買入れその他の契約にあつてはその履行部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

- 3 前項に規定する部分払の回数は、請負契約にあつては3回以内、物件の買入れその他の契約にあつては1回とする。ただし、市長の認めた特別の場合は、この限りでない。

（権利譲渡の制限）

第43条 契約から生ずる権利は、これを他人に譲渡してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 呉市工事執行規則（昭和26年呉市規則第19号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に呉市工事執行規則により行なつた契約その他諸手続きは、この規則の相当規定により行なつたものとみなす。

付 則（平成18年 3 月30日規則第33号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成21年12月25日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年 3 月10日規則第 3 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成25年 3 月14日規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の呉市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う呉市契約規則第 4 条の規定による公告、同規則第25条第 2 項の規定による通知又は同規則第29条第 1 項の規定による見積書の徴取（以下「契約準備行為」という。）に係る契約について適用し、同日前に行った契約準備行為に係る契約については、なお従前の例による。

付 則（平成26年 3 月26日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成30年 3 月31日規則第13号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 7 年 3 月31日規則第27号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。